

4. 環境影響要因の抽出

4.1 環境影響要因の抽出

堺市が定める「事前配慮指針」に基づき、本事業に係る工事が完了した後の「施設の存在」「施設の供用」について、事業特性や地域特性を踏まえて環境影響要因を抽出した。なお、設定した複数案間で工事による環境影響が大きく異なると想定される項目については、「工事の実施」についても環境影響要因に含めることとした。抽出した環境影響要因の内容を表 4.1-1 に示す。

表 4.1-1 環境影響要因の内容

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事の実施	造成等施工の影響 建設機械の稼働 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い大気汚染物質が発生する。 ・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い騒音及び振動が発生する。 ・造成等の工事に伴う掘削において、汚染土壌が発生するおそれがある。 ・建設機械の稼働により、現況の陸域生態系に影響を与えるおそれがある。 ・建設機械の稼働、工事用車両の走行により、人と自然との触れ合い活動の場に影響を与えるおそれがある。 ・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い二酸化炭素が発生する。 ・造成等の工事、解体工事において、産業廃棄物や残土が発生する。 ・工事用車両の走行による交通量の増加が、交通安全に影響を与えるおそれがある。
施設の存在	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存在により、現況の陸域生態系に影響を与えるおそれがある。 ・施設の存在により、現況の人と自然との触れ合い活動の場の一部が一時利用できなくなるおそれがある。 ・施設の存在により、景観の変化が発生するおそれがある。
施設の供用	施設の供用 (施設利用車両の走行)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴い、敷地内にアクセスする施設利用車両から大気汚染物質が発生する。 ・施設の供用に伴い、敷地内にアクセスする施設利用車両から騒音及び振動が発生する。 ・施設の供用に伴い、照明や看板等による光害が発生するおそれがある。 ・施設の供用により、人と自然との触れ合い活動の場の利用やアクセス性に影響を与えるおそれがある。 ・施設利用車両の走行に伴い、二酸化炭素が発生する。 ・施設利用車両による交通量の増加が、交通安全に影響を与えるおそれがある。
	施設の供用 (休憩所・待合所の利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用（休憩所・待合所の利用）に伴い、し尿等の廃棄物等が発生する。